

北海道情報大学認証基盤認証接続規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道情報大学認証基盤運用管理規程第6条の規定に基づき、北海道情報大学（以下「本学」という。）における認証基盤（以下「本基盤」という。）の認証接続に必要な事項を定め、もって本基盤と情報システムとの安定的な認証接続の運用に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において使用する各用語の意義は、北海道情報大学認証基盤運用管理規程（以下単に「運用管理規程」という。）第2条において定めるところによる。

(認証接続)

第3条 本学の情報システム若しくは部局情報システムを認証接続するときには、当該システムに係る部局責任者が、当該システムの認証接続に係る認証接続責任者となり、別に定める手順に従い、利用目的及び認証接続において提供される情報の利用範囲を明示した上で、情報センター長へ認証接続の申請を行い、許可を受けなければならない。この場合において、情報センター長があらかじめ指定する範囲は、この限りでない。

2 情報センター長は、前項の申請で許可した認証接続又はあらかじめ指定する範囲の認証接続において、属性情報として個人情報提供される場合には、当該認証接続システムと個人情報の利用目的を当該認証接続に係る利用者に通知する。

3 認証接続責任者は、認証接続の許可を受けたときあるいは認証接続したときは、当該認証接続システム及び当該認証接続に係る利用者の範囲、利用方法を当該認証接続に係る利用者に通知する。

4 認証接続責任者は、認証接続申請の内容に変更があるときには、あらかじめ情報センター長へ変更の申請を行い、許可を受けなければならない。

5 認証接続責任者は、認証接続の必要がなくなったときは、遅滞なく情報センター長へ認証接続の廃止を届けなければならない。

6 情報センター長は、認証接続の運用に支障があることを発見したときは、認証接続の一時停止あるいは制限を行うことができる。この場合において、支障が除去されたことが確認された後、速やかに復帰を行うものとする。

(認証接続責任者の義務)

第4条 認証接続責任者は、認証接続の安定的な運用に可能な限り協力しなければならない。

2 認証接続責任者は、認証接続により提供される情報の利用範囲が許可を受けた申請の利用目的及び利用範囲を逸脱しないよう必要な措置を講じた上で、情報セキュリティ対策と個人情報保護に努めなければならない。

(包括的接続)

第5条 複数の情報システムについてこれらを特定して一括することにより、第3条の手続きを包括的に行い、情報システムごとの手続きを省略して接続することができる。

2 接続責任者は、包括的接続に一括される情報システムの変更の通知を受けたときには、その影響を判断し、そのことを対象となる利用者に通知しなければならない。

(属性情報の提供)

第6条 本基盤が接続システムへ提供できる属性情報は、情報センター長が別に定める。

2 学外へも提供できる属性情報は、情報センター長が別に定める。

3 情報システムとの接続において、接続責任者は、利用に必要でない属性情報を提供することのないように適切に運用管理しなければならない。

(属性情報の提供に関する同意)

第7条 情報システムとの接続において、属性情報の提供は、利用目的の通知又は公表に対する利用者の本人同意を確認しなければならない。

2 本人同意において、次回以降の同意を省略することの意思表示が事前に本基盤の操作においてあった場合には、接続システムと提供する属性情報に変更がなければ、省略することができる。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本基盤の接続に関し必要な事項は、情報センター長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、情報セキュリティ委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和7年1月6日から施行する。